

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16知 経教 規則第1号</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第7条第4項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第15条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第15条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則

この規程は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。